

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生緊急整備地域として新たに池袋駅周辺地域を定めるとともに、相模原橋本駅周辺地域等四地域の区域を拡大等すること。  
(第一条関係)

第二 特定都市再生緊急整備地域として新たに池袋駅周辺地域を定めるとともに、名古屋駅周辺・伏見・栄地域等二地域の区域を拡大すること。  
(第二条関係)

第三 この政令は、公布の日から施行すること。  
(附則関係)